

給水装置工事検査実施要綱

昭和63年 7 月 1 日制定

平成14年 6 月 1 日一部改正

平成29年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[営業課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号）（以下「条例」という。）第11条第 2 項及び郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号）（以下「簡水条例」という。）第 8 条第 2 項に基づく給水装置工事のしゅん工検査（以下「検査」という。）にかかる必要事項を定め、検査の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(検査員)

第 2 条 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、検査を行う職員（以下「検査員」という。）を任命する。

(検査員の職務)

第 3 条 検査員は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）及び水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）に規定する給水装置の構造及び材質の基準に従って検査業務を行わなければならない。

2 検査員は、検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

3 検査員は、工事内容についてしゅん工図書類及び現地検査を行い、合否の判定を行う。

(検査員の権限)

第 4 条 検査員は、当該給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）に対し説明及び関係資料の提出を求めることができる。

2 検査員は、主任技術者に対し、検査の結果不都合のある場合は、必要な措置を指示することができる。

3 水道法（昭和32年法律第 177 号）（以下「法」という。）第25条の 9 の規定により、主任技術者の立会いを求めることができる。

(検査確認事項)

第 5 条 検査の確認事項は次のとおりとする。

(1) 書類検査は、次の内容の確認を行う。

ア 給水装置工事の設計図書としゅん工図書との照合

イ 使用材料の照合

(2) 写真検査は、次の内容の確認を行う。

ア 給水装置工事の設計図書としゅん工図書との写真の照合

イ 給水管の埋設深度

ウ 使用材料

エ 保温、保護工及び埋め戻し状況

オ その他、完成時に確認のできない施工部分

(3) 現地検査は、主任技術者の立ち会いのうえ次の内容の確認を行う。

ア 給水装置工事の設計図書としゅん工図書との照合

- イ 止水栓、仕切弁等のオフセット
- ウ メーター位置、水抜栓及び逆止弁の取り付け状況
- エ 水圧検査
- オ 分岐、分岐止め施工
- カ 配管工事状況（受水槽廻り含む）
- キ 埋設深度、埋め戻し状況
- ク 使用材料
- ケ 水質検査

（中間検査、再検査）

第6条 検査時に確認できない施工部分については中間検査を行う。

2 検査員は、検査の結果不適切と認めたものは、再検査を行う。

（緊急措置）

第7条 検査員は、検査に当たり次の各号に該当すると認めたときは、直ちに上司に報告し指示を受けて必要な措置を講じなければならない。

- (1) 自らの判断で処理することが困難な場合
- (2) 事態が重大で早急に処理することが必要な場合

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。